



日本マンスリーマンション協会本格始動

昨年11月に設立 加盟事業者は49社

有限責任中間法人日本マンスリーマンション協会（事務局・東京都渋谷区 猪又將哲代表理事）が、本格的に始動した。

12月18日、東京・新宿ワシントンホテルにて「第一回定時総会」を開催した。当日は協会の活動指針発表のほか、「マンスリーマンション

業界の現在・過去・未来」をテーマにケ

ッドライフ（京都府京都市）の櫻井啓孝社長による講演が行われた。

同協会は2008年3月、短期賃貸ビジネス業界初の団体として設立さ



日本マンスリーマンション協会 猪又將哲代表理事

れた。現在の加盟事業者は全国の専門事業者や不動産会社など49社。マンスリーマンション事業の運営及びマンスリーマンション事業の周辺ビジネスの運営など、業界発展させることを目的として活動を開始。主な事業内容は、事業者に対する経営コンサルティングやイベント、セミナー企画、ビジネススクール

の運営。日本マンスリーマンション協会認定の授与。業界におけるビジネスマッチング。マンスリーマンションの市場価格調査や公正な取引基準の研究などを行っていく。

マンスリーマンション事業は、「ツカサのウィークリーマンション」や「ミスタービジネス」などが業界の先駆者として

第1回定時総会で指針示す

も不明確な部分も多いのが現状だ。そのため各事業者同士の連携の必要性が求められていた。

借家賠償責任共済で保証制度を構築

同協会は今年4月より短期賃貸ビジネスの運営企業オーナーに対して、



講演する櫻井社長

ウィークリーマンション・マンスリーマンション共済会を設立。保証制度を構築



全国マンスリー事業者が集った

責任保障600万円。

1棟丸ごと借り上げ物件は全て、1戸ごとの借り上げ物件の場合はその部屋が保障対象及び範囲になる。借家人賠償は、

オーナーに対する借家責任を負う部分、つまり契約対象の居室となる。例えばある部屋で漏水が発生し、他の部屋に修繕が発生した場合、1棟が可能な。同共済会は、協会の会員が対象。協会加入のサービ

共済期間は1年間で掛金は月300円。保障種目は、木造共通で、家財保障見舞金10万円、借家人賠償

員が対象。協会加入のサービ